

第 1 章 議 会

○ 男鹿地区消防一部事務組合議会定例会の回数を定める条例

昭和 4 8 年 6 月 1 日
条 例 第 8 号

地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 102 条第 2 項に規定する定例会の回数は、
毎年 2 回とする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。